

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第24回）開催結果概要

1 日時

平成20年3月26日（水）午前10時から午後0時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，二島豊太，總山哲，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，安東章総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，
花村良一民事局第一・三課長，伊藤雅人刑事局第一・三課長，
春名茂行政局参事官，松村徹家庭局第一課長

4 進行

意見交換

(1) 吉崎参事官から，B地裁管内及びC地裁管内で行った弁護士ヒアリングの結果について説明がされた。

（中尾委員）

データ上，C地裁管内は，争点整理期日の回数よりも口頭弁論期日の回数の方が多い。同庁では，争点整理手続において，何か特徴的な運営をしているのか。

（山本委員）

ヒアリングの場で話を伺った限りでは，必ずしも争点整理手続に付す形はとらないけれども，ラウンドテーブル法廷を使用した上で，口頭弁論手続の中で争点整理を行っている場合もあるという印象を持った。

（仙田委員）

C地裁管内の場合，原告と被告とでは，訴訟のスピードについて，依頼者の期

待に違いがあるのか。

(吉崎参事官)

〇地裁管内でのヒアリングでは，原告と被告とで特段の区別はないという印象であった。

(戸倉審議官)

今回の一連のヒアリングの中で，ある弁護士から，原告側の場合，「訴えを提起するまでは依頼者からせかされることが多いが，提起した後は余りせかされたりはしない。」という話が出ていた。

(中尾委員)

原告の方は，訴え提起前には，時間予測や費用についてかなり強い関心を持っており，一方，被告側は，防御する側なので，仮に時間がかかっても，結果に納得できるかという面に重きを置いているように思われる。そうして考えると，原告と被告の訴訟スピードへの関心は，大分違いがあるように思われる。ただ，原告であっても，訴えを提起した後は，やはり結果の納得であるとか事案の解明に関心がいくので，プロセスに時間がかかっても，十分に納得できる審理が重要なのだと思う。

(仙田委員)

建築関係訴訟等で建築家が訴えられたような場合は，その結果も重要であるが，時間がかかり過ぎると，倒産に追い込まれるというような事例もあり得るので，このような場合は，なるべく早い進行が望まれる。

(中尾委員)

建築紛争の場合で金額に争いがある場合には，その金額の相当性を考える上で，瑕疵の細かい部分の突き合わせをして鑑定を実施したり，また，調停に付したりして様々な過程が介入する。このような場合は，急いでほしいといった当事者の希望や意向があっても，事案解明の部分がどうしても必要になる。

(飯田委員)

一般の方が、弁護士に対して直接不満を言ってこないのは、多分「こういうものなのか。」というような諦めの部分もあるのではないか。

(二島委員)

今回のヒアリングでは、依頼者から不満を言われぬことに弁護士が甘えているといった意見があったようであるが、ある程度正確な見通しを依頼者に示して、そのとおりに訴訟等が進行していくと依頼者の不満は少ない。一方、経験の浅い弁護士の場合など、そういった予想が立たないときには、話した内容と進行が違ってくともあり、依頼者の不満が高まることもあるかもしれない。いずれにしても、最初から「1年かかる。2年かかる。」というような見通しを示して、「それぐらいなら仕方がない。」と思わせ、その結果不満が出ないことが、甘えといえは甘えなのかもしれない。

(高橋座長)

期日間隔としての1か月という期間は、弁護士側から見ると「致し方ない期間である。」という意見であるが、この点についてはいかがか。

(飯田委員)

依頼者としては、比較対象や評価の基準もないので、「そういうものなのか。」とってしまうのではないか。

(戸倉審議官)

期日間の依頼者との調整は、裁判所からの指示を受けて、これを依頼者に伝えて確認をさせる。その回答を受けて書面化する。これをするには期日間隔としてそのぐらいかかってしまうということであった。その際、弁護士の方に何回期日を要するかの見通しがあって行っているというよりは、裁判所から指示されて、次の仕事が依頼者に明確になり、そこで改めて依頼者に対して「資料はあるか。」などの確認をしているようである。

この点、前回の検討会で御説明したA地裁管内のヒアリングでも、「訴え提起前などにもう少し把握することはできないのか。」と質問したところであるが、

「なかなか難しい。」という回答であった。事前に依頼者と主張等を詰めた上で訴え提起ができていない事例は多くないようである。

(吉崎参事官)

B地裁管内の営業秘密の使用差止めの事案のように、早急に差止めの必要があり、依頼者からも早く訴えを提起してほしいと要望されたため、弁護士自身も準備が不十分だと思いながらも訴えを提起せざるを得なかった、という話もある。こういった事案はかなり多く聞かれる。

(中尾委員)

弁護士は、それぞれ依頼者を抱えており、信頼関係の問題から、争点の絞り込みや整理はなかなかしにくい立場にある。B地裁管内でのヒアリングでは、弁護士としては、裁判所が心証を開示しながら関与してほしいという意見も出されているが、裁判所としては、早い段階から、準備書面等の書面を読んだだけで心証をつかむのは難しいと思われる。早い段階で書証以外の証拠関係を出すかどうかということにつながる問題であろう。

また、今後のヒアリングにおいては、この争点整理期間に、単なる主張整理だけではなく、事案の解明に向けた和解的な作業も行っているかという点も聞いていかなければならないと思う。また、C地裁管内でのヒアリングで述べられたところであるが、集中証拠調べとなった場合、時間の割り振りは議論するけれども、この証人に何を聞くのかという議論は、余りされていないように思われる。何を聞くのかという点をもっと明確にすれば、もう少し集中証拠調べが生きてくる。その辺の実態をもう少しヒアリングで聞いていただければと思う。

(秋吉委員)

ヒアリングでは、依頼者が法人の場合と個人の場合、取引関係の事件の場合と人間関係が問題となる事件の場合とで、大分、事情や要請も異なるであろうから、原告か被告か、法人か個人かという各分類ごとに、どのような要望等を受けているか、といった事情を出してもらったらよいのではないか。その辺りのことを聞

いてもらうと、それぞれの類型に合った問題点などが浮き彫りになってくると思われる。

先ほど、「証人に何を聞くのかが明確になっていない。」という意見があったが、集中証拠調べ前には、まず、陳述書を大体読ませてもらって、話す予定内容を把握し、その証人にして尋問時間が長過ぎると思われる場合には、代理人等の意見も聴いた上で、適宜、調整が行われているのではないかと思う。

(中尾委員)

集中証拠調べは、陳述書を出してもらわないとできないものだが、代理人の立場から言うと、反対尋問が主軸になるので、早い段階では手の内を明かせないということもある。証人尋問で弾劾して切り込んでいかないと事案の解明ができないので、手の内を明かしたくない、カードを切りたくないというところもあり、その辺には限界があるのだと思う。

(山本委員)

私の認識では、基本的に、争点を固めた上でその争点に基づいて誰に何を聞くのかを決めていると思っていたので、その証人について具体的に何を聞くのかについて余り議論がなされていないという意見は意外な感じがする。

(戸倉審議官)

争点整理の中味で尋問の時間が決まるはずなのであるが、実際には、時間についてのやりとりの問題になってしまい、しかも、結局折り合いが付かないときには、裁判所が、「だれに何を聞いてもいいけれども、とにかくこの時間内で終わってください。」と言って決まるということもあるようである。これは、裁判所と代理人間の認識が共通とならないまま集中証拠調べに入ってしまった例であり、このような例は少なくないのかもしれない。このようなことになると、結局5人予定していた証人尋問が3人しか終わらないなどということが起きて、これまで何箇月間も争点整理手続をやってきた意味が分からなくなってしまう。

(中尾委員)

現時点では、とにかく集中証拠調べを1日で終えるという運営に精一杯で、中味の議論がまだなされていないと思う。中身の議論に意識がいけば、大分、変わってくるのだろうと思う。

(2) 伊藤刑事局第一課長から、資料に基づき、刑事第一審訴訟事件の統計的な分析について説明がなされた。

(酒巻委員)

公判前整理手続期間が6か月を超える裁判員裁判対象の否認事件は15件にすぎないという説明であるが、この点は、争点の複雑な事案では公判審理の迅速、充実化のための整理にある程度の期間がかかるということで、やむを得ないと思う。公判前整理手続に時間がかかっても、全体として審理期間が短くなっていれば、それはそれでよいのではないかと考えていた。

しかし、公判前整理手続期間が6か月を超える事件が今後増加していくとなると問題である。公判前整理手続は一般に公開されていないので、特にマスコミや世間の耳目を引くような重大事件については、「この事件の進行は一体どうなっているのか。」といった疑問を呈されかねない。

この6か月を超えた15件というのはどのような事件であったのか。

(刑事局第一課長)

統計上で分かる範囲では、15件のうち追起訴があった事件が7件、共同被告人がいた事件が5件という内容になっている。主観的併合がなされている事件は、裁判員裁判が始まれば、基本的には分離の上審理を進めることになると思われる。また、死刑求刑事件が4件あった。

(酒巻委員)

長くかかった公判前整理手続について、公判前整理手続の中味、つまり、どういう手順でどんなことをやっているのかということが分かればもっといいと思う。それは民事事件の争点整理手続でも指摘されたことであるが、この点について、公判前整理手続期日の回数など、数字上で分かることはないか。

(刑事局第一課長)

期日の回数は分かるが、正式な期日のほかに進行協議のための期日を行っている例も多数あり、そちらの回数は把握していない。その観点からの検討は、どのような調査方法があるかも含めて今後考えていきたい。

また、前回の検討会で説明したとおり、証拠開示については、今年1月から、証拠開示の裁定があったものについて、全件報告させることとしたので、もう少しすれば、ある程度のデータが収集でき、どのくらいの事件で裁定が行われているのか、あるいは、平均何件ぐらい行われているかなどの統計データを示すことができると思う。

(酒巻委員)

公判前整理手続における争点整理の内実について、より細かく、何らかの形で示すという分析作業は意義があることと思われるので、今後この点についての作業をお願いしたい。

(高橋座長)

証拠開示の裁定があった事件については統計で見ることができるが、公判前整理手続の中味の分析についてはどのような切り口で進めたらよいか。

(總山委員)

検察官の側から言わせてもらおうと、公判前整理手続における争点整理においては主張の明示義務があるが、弁護士側では、被告人の防御の観点からとは思うが、全部を争うとしか主張されないなど、なかなか主張を明示してもらえない場合も多い。主張明示がなされているのか、なされていないのかという点でどのような影響があるのかが気になる。

(二島委員)

その辺りになると理念的な対立もあるのかもしれないが、最近、検察官からの求釈明が増えているという話をよく聞く。今までは、弁護士側から起訴状の不明確な点を明らかにせよという形が通常だったが、弁護士側の主張明示が制度化さ

れたので、その関係で求釈明が増えているのではないかと思われる。また、証拠開示が制度化されたので、これまで検察官が使っていた伝聞法則の例外規定を弁護士側が多用するなど、弁護士側の立証が逆に増えてくるのではないかと感じている。これからはこの辺りの整理に時間がかかるのではないか。

(刑事局第一課長)

公判前整理手続が長くなった事件については、公判審理の方もそれなりに長くなるというのはある意味やむを得ない面があるともいえる。例えば、訴因や証人数が多く、その結果として開廷時間が長くなっているのであればこれはやむを得ないと言える。一方、公判前整理手続に付して争点を整理し、訴因も証人数もそれほど多くないのに、尋問だけが長いような事件は、どのような原因に基づくのかについて分析しなければならない。特に、主尋問が短いのに、反対尋問が長いといったケースでは、公判前整理手続で主張が明示されなかった可能性も考えられ、今後の分析材料になってくるとと思われる。

(飯田委員)

説明があった「争点及び証拠の整理がうまくいかなかった。」とする事案が特に問題であり、大変興味深い。訴因が多いなどという理由もないのに、争点整理がうまくいかなかったというのは、具体的にはどのような例があるのか。

(秋葉委員)

弁護士から、当初、検察官の証明予定事実について「積極的な意見を言わない。」という方針を明確にされた事件では争点整理に時間がかかった。ただ、議論を突き詰めている間に、検察官の主張もかなり具体性が出てきて、そうになると弁護士の方も防御の関係上主張を明示しなければならなくなる。それで次第に争点が煮詰まった。

この事件は争点整理期間は6か月を超えてしまったが、途中で争点整理をやめて公判に入っているのは、今度は公判が長引いていた可能性もあったと思う。

そのほか、鑑定が問題となる事件は争点整理が難しいのではないかと思う。裁

判員対象事件でも、第1回公判期日前に鑑定手続実施決定をするかどうかの見きわめをつけることは、なかなか難しいのではないか。

(酒巻委員)

「争点及び証拠の整理がうまくいかないとは一体どういうことか。」という点については、まずこれをやっている方たちが、「争点を整理するとは一体どういうことなのか。」という点についての共通の認識ができておらず、主観的には整理したと思っているけれども、いざ本番で証人尋問を実施してみると結局聞くべき内容が本当には絞り込めていなかったなどということがあるのではないか。

この制度は始まったばかりで大変だとは思いますが、いささか誇張して言えば、刑事事件のこれまでの訴訟行為のやり方自体について、全部頭を切り替えて行うことが求められていると思う。しかし、なかなかその切替えは難しい。今はそういう状況ではないだろうか。

仮説だが、争点を整理するという意味、つまり、「本当はもっと厳密に争点を絞らなければならない。絞ったとしても、特に公判期日の証人尋問や被告人質問は注意をしてやらないとメリハリのない長引いたものになってしまう。」といった点をきちんと理解していない。このことが全体の開廷時間を延ばしてしまう要因の一つになっているのかもしれない。

(秋葉委員)

まさに日々その思いを深めている。自分としてはうまく争点を整理したと思っ
ていても、実際に開廷してみると「詰め切れていなかった。もっとこういうふう
に詰めていれば。」と思うことがある。私個人の感想であるが、今までは、どこ
が争点なのかということを漠然ととらえていたが、今後は、訴因との関係で何が
争点なのかということを、検察官、弁護人に明確に意識させるような整理をして
いく必要があるのではないかと思う。そのことによって、争点整理が証拠調べに
リンクしてくるのではないか。

(中尾委員)

先ほど、酒巻委員から、公判前整理手続が長引くとマスコミや世論の関係で懸念があるという趣旨の御発言があったが、起訴されて半年の期間を過ぎた場合には、なるべく早く公判を開いた方がよいというような何らかの要請等はあるのか。
(飯田委員)

6か月を超えたからどうということは全くないと思う。一番問題なのは、情報がある程度開示してくれる庁と、全く対応してくれない庁とで余りに差が大きいということである。全く対応してもらえないと、取材も加熱するという悪循環が生じてしまう。立場によって公判前整理手続に対する考え方は違うとは思いますが、やはり裁判は公開なのだから、公判前整理手続を完全にブラックボックス化してしまうことは問題があると思う。

(中尾委員)

公判前整理手続が長くなり過ぎている事件の検討において、「長くなり過ぎている。」とはどのくらいの期間をいうのか、例えば、1年以上が長いのか、半年以上が長いのかということについての整理ができていないように思われる。議論を深めるのであれば、この点について共通認識を持つ必要があるのではないか。

(戸倉審議官)

公判前整理手続が長引いたことによって、トータルの時間を見た場合に、従前と同じ又は、かえって長くなっている場合は問題である。それなりに争点が多く事案が複雑困難ならば時間がかかるのは当然とも言えるが、中には、第1回期日以降さえ短くなっていれば、公判前整理手続自体には幾ら時間をかけてもいいのではないかというようなことを言う弁護士もいたりする。

制度が始まったばかりであるから、検察官、弁護士が公判前整理手続の本来の趣旨を理解せず、従来のやり方に固執して、裁判所が大きなエネルギーを使って説得をしない限りは手続が前に進まないということもかなりあるのではないかとと思われる。しかし、今後もこのようなことが起きようならば、公判前整理手続の制度趣旨に沿った運用がなされているかという観点からの検証が必要になっ

てくると思われる。

第2回報告書において、証人尋問が長い例があるなどの問題点を指摘したが、これについては、公判前整理手続その他の一連の司法制度改革の様々な施策が実施されれば、かなりの改善が期待できるのではなからうか。そこで、当面見ていく部分として、まず第一義的には、本当にこれらの施策が趣旨に沿って運用されているのかを検証し、仮に趣旨に沿った運用がなされていないならば、その原因を更に考えていくという検証方法が必要になってくると思われる。

(二島委員)

全体的なデータを見ると、公判前整理手続を導入した意義はあったということは、ある程度検証できたと思う。これまでの意見は迅速化の観点から、更なる制度設計ができないかという議論だと思うが、そうすると、公判前整理手続で導入された証拠開示の点が大きいのではないかと思うので、その辺りのデータをもう少し詳細に検討したらどうかと思う。

(戸倉審議官)

証拠開示が十分なされている、あるいは、問題が起きていない、にもかかわらず期間が長いとなると、別に原因があるのではないかということにもなるので、そういった問題は少し見ていく必要はあると思う。

(二島委員)

鑑定や追起訴の関係についても、データを出さないと本当のところは見えてこないのではないか。実際に、争点整理や証拠開示以外の理由で止まっている期間もある。そういう特殊な事情も多分にあるので、各地裁からある程度の情報を収集して、その辺の事情も検証することが必要なのではないか。

(中尾委員)

日弁連で集約しているデータによれば、かなり証拠開示はされているようで、裁定に至ったものは10パーセント未満である。裁定についてクロス分析してもらおうと、長くなっているのはそれなりの理由があるという、むしろ前向きな評価

が出てくるのではないか。

(秋葉委員)

図17では、公判前整理手続の「あり」、「なし」別の比較を行っているが、公判前整理手続に付す運用はどんどん広がっている状況なので、こういう比較の仕方をしてても余り実態が見えないと思う。どちらかというところ、まだ公判前整理手続に余り付していなかった平成18年と平成19年を比較した方が実態が見えてくるのではないか。

(刑事局第一課長)

平成18年の数字は、第2回報告書の図82にあるが、それから見ると長くなっている。同年の段階では、そもそも公判前整理手続に付していなかったものを付すようになり、例えば難しい事件を付すようになればここに数字が上がってくるはずであるから、平成18年と比較したら何か出るかというところ必ずしもそうではないと思われる。実態を見るためには、訴因との関係や証人数、特に検察官請求証人数との関係、あるいは、尋問時間を、どちらが、どれだけ使っているのかといった観点からクロス分析していく必要があるのではないかと考える。

(總山委員)

裁判員裁判に向けて証人尋問をどれだけ短い時間で実施するかということに訓練を積んでいる。そうすると、単純には前年との比較はできないのではないか。今年4月から、東京地裁でも裁判員裁判対象事件について公判前整理手続に付して集中審理をやるという方向性を出しているのだから、平成20年の統計数値となると大分変わってしまうのではないかと思う。その辺りに留意し、前提条件の違いを見ながら議論を進めていかないと、間違った方向に向かいかねないと思う。

(3) 「日本の民事裁判制度についての意識調査」について

(山本委員)

私が携わった今回の意識調査は、地方裁判所の本庁支部146か所で2006年6月に終了した民事事件につき、事件当事者3145人に対してアンケート方

式での調査票を郵送する方法で実施した。1001人から回答があり、この種の調査としては回答率は良かったようである。

本検討会に関連する事項としては、まず、当事者が裁判にためらいを感じた理由で多かったのは、費用又は時間がかかることであった。

次に、裁判にかかる期間について、「全く予想がついていなかった」と回答した割合が60%で、予想がついていたと回答した割合を相当上回っている。自然人と法人の別で見ても、自然人の方が、法人よりも裁判にかかる期間を予測することが困難という結果になっている。調査に携わったメンバーでは、代理人がいれば裁判にかかる期間を予想できる割合は増えるのではないかと予測していたが、代理人の有無では余り変化はなかった。

さらに、裁判にかかった期間をどう思うかという質問に対して、約4割の当事者が「やや長い」又は「長すぎる」という否定的な評価をし、約3割の当事者が「合理的な範囲内」と評価している。代理人のついた当事者で「やや長い」又は「長すぎる」と回答したのは約48%、「合理的な範囲だ」と回答したのが約27%であったのに対し、代理人のない当事者で「やや長い」又は「長すぎる」と回答したのは約22%、「合理的範囲内だ」と回答したのが約43%となっている。迅速化検証の報告書にもあるとおり、代理人がついた事件は、争いがある事件又は複雑な事件が少なくないので、その結果として審理期間が長くなり、当事者としては「やや長い」、「長すぎる」と回答をしているのではないかとの推測も成り立つが、更に他の項目とのクロス分析等を行って、詳細な分析をしていく必要があると感じている。

また、長いと思った段階については、「全体」というのが約56%と一番多く、「期日と期日の間が長い」と感じているのが約45%などとなっている。期日間隔が長いと思っている当事者は多いものと思われ、弁護士ヒアリングの結果では、弁護士としては1か月の期日間隔が限度とのことであったが、当事者の方は必ずしもそのように考えていないのかもしれない。

いずれにせよ、今後、別の研究会を設けてより詳細な分析を行う予定である。

(仙田委員)

調査結果を見たところでは、弁護士が思っているよりも、当事者は期間が長いと感じているようである。また、長さの点について、法人に比して、自然人に対しては余り説明がなされていないのではないかと感じた。

(中尾委員)

データ上から言えば、弁護士への満足度は高いので、それ相応の説明はしているのではないかと思う。ただ、社会のテンポからして、長いという感覚は持っているかもしれない。

(山本委員)

その辺りは、現在のクロス分析の中でも一つの焦点となっている。弁護士の説明に納得している又は納得していないとする当事者の各比率が、一体どのようになっているのかという辺りを、今後詳細に分析していきたいと考えている。

(中尾委員)

今回の調査では「どちらとも言えない。」等の評価の割合が増えているが、これはやはり調査方法の限界なのか。

(山本委員)

今回は郵送調査の方法によったため、どうしても「よく分からない。」、「どちらとも言えない。」という回答が増えたのだと思う。

(中尾委員)

2000年の調査では、結果の有利・不利に余り影響を受けずにデータが出されていたと思うが、今回の調査では、多少、有利・不利でデータが動いているような感覚がある。今回の調査では踏み込んだ調査がなされたということか、あるいは、調査対象にそのような影響を受けたものが多く含まれていたということか。

(山本委員)

おそらく2000年の調査でも有利・不利に影響されている部分はあったと思うが、今回の調査でどのようになっているかは、今後の分析課題だと認識している。

(中尾委員)

2000年の調査では、裁判制度への満足度が18.6パーセントであったが、今回の調査では24.1パーセントであった。この辺のところも分析してみてもいかがか。

(山本委員)

私どもの調査の目的からして、全体として満足した割合が何パーセントかということは、それほど重視していない。回答率の問題もあるし、このような調査は、どちらかというところ、不満を持っている人の方が回答してくるという傾向もなくはないので、全体のパーセンテージよりも、満足していない人がどこに満足していないのか、満足している人がどこに満足しているのか、制度のどういうところを変えていけばより当事者の満足度が上がるか、といった観点を重視している。

(戸倉審議官)

当事者からしてみると、自分の弁護士への評価が一番良いというのは、ある意味当然で、それも、ある程度結果によって変わってくる部分があると思う。裁判所としても、山本委員の御発言のような一つ一つの問題点を受け止めて、今のうちから、やるべき改善をしていかなければならないと考えている。

(山本委員)

なお、今回のアンケートにおいては、本庁の事件か、支部の事件か、あるいはその中でも東京のような特大規模庁の事件かということが分かる形でアンケートをとっているのですが、今後、規模別の分析ということも更に進めていきたい。

(高橋座長)

この調査結果を読んで感じたのは、被告事件で弁護士のところに行くのが遅いということである。訴えられた方が、もう少し早く弁護士のところに行ってもら

えれば，迅速化という点も何か改善することがあるのではないかとも思う。逆に何か行きにくい理由があるのかもしれないが，この辺りの調査は今後の分析に期待したい。

(4) 今後の予定について

次回の検討会は，次の日時に開催されることが確認された。

第25回 平成20年7月22日(火)午後3時から

(以上)